○桜井宇陀広域連合個人情報の保護に関する法律等施行規則

（令和５年４月１日
規　則　第　２　号）

改正 令和６年12月２日　規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第１項又は第31条第１項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び桜井宇陀広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年３月桜井宇陀広域連合条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）並びに条例で使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿の様式）

第３条　法第75条第１項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（第１号様式）の集合物とする。

（法第69条第２項第２号に基づく利用に係る申請等）

第４条　法第69条第２項第２号の規定による保有個人情報の利用をしようとする課（桜井宇陀広域連合事務局条例（平成９年３月条例第３号）に定める課をいう。以下同じ。）の長は、当該保有個人情報を所管する課の長に法第69条第２項第２号に基づく保有個人情報利用申請書（第２号様式）を提出しなければならない。

２　前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る個人情報を所管する課の長は、その可否を決定し、保有個人情報利用可否決定通知書（第３号様式）により当該申請をした課の長に通知するものとする。

（法第69条第２項第３号に基づく提供に係る申請等）

第５条　法第69条第２項第３号の規定による保有個人情報の提供を受けようとする広域連合の機関及び広域連合の機関以外の者は、当該保有個人情報を所管する広域連合の機関に対して法第69条第２項第３号に基づく保有個人情報提供申請書（第４号様式）を提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、広域連合の機関以外の者からの申請については、他の様式によることができるものとする。

３　第１項又は前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る保有個人情報

を所管する広域連合の機関は、保有個人情報の提供の可否を決定し、保有個人情報提供可否決定通知書(第5号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

（法第69条第2項第4号に基づく提供に係る申請等）

第6条　法第69条第2項第4号の規定による保有個人情報の提供を受けようとする者は、当該保有個人情報を所管する広域連合の機関に対して法第69条第2項第4号に基づく保有個人情報提供申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

2　前項の規定による申請があったときは、広域連合の機関は、保有個人情報の提供の可否を決定し、保有個人情報提供可否決定通知書（第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（開示請求書等）

第7条　条例第5条の開示請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2　法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第7号様式）によるものとする。

3　個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（第8号様式）によるものとする。

（開示決定等に係る通知）

第8条　法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定　保有個人情報開示決定通知書（第9号様式）

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定　保有個人情報不開示決定通知書（第10号様式）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第9条　法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第11号様式）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第10条　法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第12号様式）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第 11 条　広域連合の機関は、法第 85 条第 1 項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（第 13 号様式）を交付するものとする。

2　法第 85 条第 1 項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第 14 号様式）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第 12 条　法第 86 条第 1 項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書（第 15 号様式）によるものとする。

2　法第 86 条第 2 項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（第 16 号様式）によるものとする。

3　法第 86 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第 17 号様式）を提出して行うものとする。

4　法第 86 条第 3 項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（第 18 号様式）によるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第 13 条　法第 87 条第 1 項の規定により、広域連合の機関が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。

(1) 音声データ　次のいずれかの方法

ア　電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ　光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条及び第 11 条第 1 項第 2 号において同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。）　次のいずれかの方法

ア　電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ　光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前 2 号に掲げるもの以外の電磁的記録　次のいずれかの方法

ア　用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ　光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
ウ　その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

（写しの交付及び送付に要する費用）

第 14 条　条例第 3 条第 2 項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、開示に要した実費とし、開示を受ける者はその額を納付するものとする。

2　前項に定める費用は、納付書による他、事務局が指示する方法により納付しなければならない。

3　令第 28 条第 4 項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法も、同様とする。

（訂正請求書等）

第 15 条　条例第 6 条の訂正請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求の年月日
(2) 訂正請求者の連絡先
(3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2　法第 91 条第 1 項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第 19 号様式）によるものとする。

3　訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4　令第 29 条において準用する令第 22 条第 3 項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（第 20 号様式）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第 16 条　法第 93 条第 1 項又は第 2 項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第 93 条第 1 項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定　保有個人情報訂正決定通知書（第 21 号様式）
(2) 法第 93 条第 2 項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定　保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第 22 号様式）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第 17 条　法第 94 条第 2 項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第 23 号様式）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第18条　法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第24号様式）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第19条　広域連合の機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（第25号様式）を交付するものとする。

2　法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第26号様式）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第20条　法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（第27号様式）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第21条　条例第7条の利用停止請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項をする。

(1) 利用停止請求の年月日

(2) 利用停止請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2　法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第28号様式）によるものとする。

3　利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4　令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（第29号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第22条　法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定　保有個人情報利用停止決定通知書（第30号様式）

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定　保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(第31号様式)

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第23条　法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第32号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第24条　法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第33号様式）によるものとする。

（審査会への諮問）

第25条　法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

(1) 開示決定等　諮問書（開示決定等）（第34号様式）

(2) 訂正決定等　諮問書（訂正決定等）（第35号様式）

(3) 利用停止決定等　諮問書（利用停止決定等）（第36号様式）

(4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為　諮問書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為）（第37号様式）

2　法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（第38号様式）によるものとする。

附　則

（施行期日）

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

管理番号			
個人情報ファイルの名称			
部　署			

個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報（・条例要配慮個人情報）が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	
電算処理ファイル作成用の入力票又は出力票をマニュアル処理ファイルとして保有	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	
保有開始日	
廃止日	
最終更新日	
マイナンバーの有無	
対象者数	
記録情報の収集元	

個人情報ファイルを使用する事務の名称	

第２号様式（第４条関係）

法第69条第２項第２号に基づく保有個人情報利用申請書

年　　月　　日

（宛先）（保管課長）

（利用課長）

保有個人情報を目的外で利用したいので、次のとおり申請します。

保有個人情報を利用しようとする事務又は業務の名称	
利用しようとする保有個人情報の項目	
保有個人情報を所管する課の事務又は業務の名称	
利用の目的	
利用の方法	
根拠法令及び理由	法令名
	第　　条　　項　　号　該当
	当該個人情報の提供を求める理由
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　　）
利用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
備考	

第３号様式（第４条関係）

保有個人情報利用可否決定通知書

年　　月　　日

（宛先）（利用課長）

（保管課長）

年　　月　　日付けで申請のあった保有個人情報の利用については、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	□利用可 □否 理由
保有個人情報の利用を認める事務又は業務の名称	
利用を認める保有個人情報の項目	
保有個人情報を所管する課の事務又は業務の名称	
利用の目的	
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　　）
利用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
備考	

第４号様式（第５条関係）

法第69条第２項第３号に基づく保有個人情報提供申請書

年　　月　　日

（宛先）（広域連合の機関名）

申請者　住　所

氏　名

（法人その他の団体にあっては、事務所（事業所）の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

保有個人情報を利用しようとする事務又は業務の名称	
利用しようとする保有個人情報の項目	
利用の目的	
利用の方法	
根拠法令及び理由	法令名 第　　条　　項　　号　該当 当該個人情報の提供を求める理由
提供を受けた保有個人情報の管理方法	
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　　）
利用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
備考	

第５号様式（第５条関係）

保有個人情報提供可否決定通知書

年　　月　　日

様

広域連合の機関　　印

年　　月　　日付けで申請のあった保有個人情報の提供については、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	□利用可 □否 理由
保有個人情報の利用を認める事務又は業務の名称	
利用を認める保有個人情報の項目	
利用の目的	
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　　）
利用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
備考	

第6号様式（第6条関係）

法第69条第2項第4号に基づく保有個人情報提供申請書

年　　月　　日

（宛先）（広域連合の機関名）

申請者　住　所

氏　名

（法人その他の団体にあっては、事務所（事業所）の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

保有個人情報を利用しようとする事務又は業務の名称	
利用しようとする保有個人情報の項目	
利用の目的	
利用の方法	
根拠法令及び理由	法令名
	第　　条　　項　　号　該当
	当該個人情報の提供を求める理由
提供を受けた保有個人情報の管理方法	
保有個人情報の受渡し方法	□閲覧　□紙文書の受渡し　□電磁的記録での受渡し □その他（　　）
利用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
備考	

第７号様式（第７条関係）

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

（宛先）（広域連合の機関）

（ふりがな）
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所
〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　絡　先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

事務所における開示の実施を希望 ＜実施の方法＞　□閲　　覧（①全部　②一部（　　）） □写しの交付（①全部　②一部（　　）） □そ　の　他（①全部　②一部（　　））

3　本人確認等

ア　開示請求者　□　本人　□法定代理人　□任意代理人
イ　請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　）
ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア）本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人 □任意代理人委任者 （イ）本人の氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （ウ）本人の住所又は居所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　）
オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　）

（説明事項）

1　「氏名」、「住所又は居所」、「連絡先」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2　「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3　「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は広域連合の機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4　本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 22 条に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、本人の戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書等の法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）の提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

第８号様式（第７条関係）

委　　任　　状

（代理人）住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　個人情報の開示請求を行う権限
2　開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3　開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4　開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5　開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
6　開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年　　月　　日

（委任者）住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　次のいずれかの措置をとってください。

①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

②　委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第９号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

2　不開示とした部分とその理由

3　開示の実施の方法等

(1)　開示の実施の方法等
□閲　　覧（①全部　②一部（　　））
□写しの交付（①全部　②一部（　　））
□そ　の　他（①全部　②一部（　　））
※上記以外の開示の実施の方法を希望する場合は、申し出てください。

(2)　事務所における開示日時及び場所
日　　付：　　年　　月　　日　午前・午後
時　　間：
場　　所：

(3)　写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用
有　：写しの送付に要する費用の額　　円
無

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、（桜井宇陀広域連合の実施機関の長）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は、桜井宇陀広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、この決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第10号様式（第8条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報不開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(桜井宇陀広域連合の実施機関の長）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は、桜井宇陀広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 11 号様式（第 9 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 83 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 12 号様式（第 10 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 84 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 84 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（　　年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年　　月　　日

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 13 号様式（第 11 条関係）

第　　号
年　　月　　日

（他の行政機関の長等）　　様

（広域連合の機関）

保有個人情報開示請求事案移送書

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏　　名： 住所又は居所： 連　絡　先： （法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況　□未成年者（　　年　月　日生）　□成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 本人の住所又は居所 ＿＿＿＿＿＿＿＿）
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備　　考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 14 号様式（第 11 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部課室名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備　　考	

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第15号様式（第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

（第三者利害関係人）　　様

（広域連合の機関）

意 見 照 会 書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	部課室名： 連 絡 先：
意見書の提出期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第16号様式（第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

（第三者利害関係人）　　様

（広域連合の行政機関）

意 見 照 会 書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年　　月　　日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分　　□第1号　　□第2号 （適用理由）
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	部課室名： 連 絡 先：
意見書の提出期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 17 号様式（第 12 条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年　　月　　日

（宛先）（広域連合の機関）

（ふりがな）
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所
〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1)　支障（不利益）がある部分 (2)　支障（不利益）の具体的理由
連　絡　先	

（説明事項）

1　「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障の具体的理由について記載してください。

2　「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3　本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

桜井宇陀広域連合

担当者：　　（内線：　　）

電　話：

ＦＡＸ：

e-mail：

第18号様式（第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から　　年　　月　　日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年　　月　　日
開示を実施する日	年　　月　　日

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、(桜井宇陀広域連合の行政機関の長）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は、桜井宇陀広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第19号様式（第15条関係）

保有個人情報訂正請求書

年　　月　　日

（宛先）（広域連合の機関）

（ふりがな）
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所
〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　絡　先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日　　付：　　年　　月　　日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1　訂正請求者　　□　本人　　□法定代理人　　□任意代理人
2　請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　）
3　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア　本人の状況　　□未成年者（　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人 □任意代理人委任者 （ふりがな） イ　本人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ウ　本人の住所又は居所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
4　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　　□その他（　　）
5　任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類　　□委任状　　□その他（　　）

（説明事項）

1　「氏名」「住所又は居所」、「連絡先」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2　「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 90 条第 1 項第 1 号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第 90 条第 1 項第 2 号）

4　「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5　訂正請求の期限について

訂正請求は、法第 90 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないこととなっています。

6　本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 29 条において読み替えて準用する同令第 22 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所･氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、本人の戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書等の法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

第 20 号様式（第 15 条関係）

委　　任　　状

（代理人）住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　個人情報の訂正請求を行う権限
2　訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3　訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4　訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5　訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年　　月　　日

（委任者）住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　次のいずれかの措置をとってください。

①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

②　委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第21号様式（第16条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報訂正決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（桜井宇陀広域連合の機関の長）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は、桜井宇陀広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第22号様式（第16条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（桜井宇陀広域連合の行政機関の長）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は、桜井宇陀広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第23号様式（第17条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 24 号様式（第 18 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 95 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 95 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第25号様式（第19条関係）

第　　号
年　　月　　日

（他の行政機関の長等）　　様

（広域連合の機関）

保有個人情報訂正請求事案移送書

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏　　名： 住所又は居所： 連　絡　先： （法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況　□未成年者（　　年　月　日生）　□成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 本人の住所又は居所 ＿＿＿＿＿＿＿＿）
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備　　考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 26 号様式（第 19 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年　　月　　日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 96 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部課室名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備　　考	

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 27 号様式（第 20 条関係）

第　　号
年　　月　　日

（他の行政機関の長等）　　様

（広域連合の機関）

提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

（他の行政機関の長等）　に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
備　　考	

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 28 号様式（第 21 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　　月　　日

（宛先）（広域連合の機関）

（ふりがな）
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所
〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連　絡　先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 99 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　　月　　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日　　付：　　年　　月　　日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） □第 1 号該当　→　□利用の停止　　□消去 □第 2 号該当　→　提供の停止 （理由）

1　利用停止請求者　　□　本人　　□法定代理人　　□任意代理人
2　請求者本人確認書類 □運転免許証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他（　　）
3　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア　本人の状況　　□未成年者（　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人 □任意代理人委任者 （ふりがな） イ　本人の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ウ　本人の住所又は居所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
4　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　　□その他（　　）
5　任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類　　□委任状　　□その他（　　）

（説明事項）

1　「氏名」、「住所又は居所」、「連絡先」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2　「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 90 条第 1 項第 1 号）

②　開示決定に係る保有個人情報であって、法第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第 90 条第 1 項第 2 号）

4　「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第 1 号該当」、「第 2 号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア　「第 1 号該当」には、法第 61 条第 2 項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第 63 条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第 64 条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ　「第 2 号該当」には、法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定（目的外提供制限）又は法第 71 条第 1 項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5　利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第 98 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないこととなっています。

6　本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 29 条において読み替えて準用する同令第 22 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、本人の戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書等の法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

第 29 号様式（第 21 条関係）

委　　任　　状

（代理人）住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　個人情報の利用停止請求を行う権限
2　利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
3　利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
4　利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年　　月　　日

（委任者）住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　次のいずれかの措置をとってください。

①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

②　委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第30号様式（第22条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報利用停止決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（桜井宇陀広域連合の行政機関の長）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は、桜井宇陀広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 31 号様式（第 22 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、(桜井宇陀広域連合の行政機関の長）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、桜井宇陀広域連合を被告として（訴訟において桜井宇陀広域連合を代表する者は、桜井宇陀広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 32 号様式（第 23 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 102 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限　　年　　月　　日）
延長の理由	

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第 33 号様式（第 24 条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の機関）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 103 条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年　　月　　日

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

第34号様式（第25条関係）

第　　号
年　　月　　日

（宛先）桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会

（広域連合の機関）

諮　　問　　書（開示決定等）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る開示決定等 （開示決定等の種類） □開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
□一部開示決定 □不開示決定	(4) 該当不開示条項
3　審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4　諮問の理由	
5　参加人等	
6　添付書類等	①　保有個人情報開示請求書（写し） ②　保有個人情報開示決定通知書（写し）又は保有個人情報不開示決定通知書（写し） ③　審査請求書（写し） ④　諮問の理由説明書 ⑤　開示の実施を行った保有個人情報が記載された地方公共団体等行政文書等（写し） ⑥　その他参考資料
7　桜井宇陀広域連合担当課・機関 担当課、担当者名、電話、ＦＡＸ、e-mail 等	担当課　　（担当：　　） 電話　　（内線：　　） FAX e-mail

（注 1）　2 の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
　また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項各号、第 81 条又は文書不存在）を記載すること。

（注 2）　4 の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注 3）　6 の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第 11 条の総代、同法第 12 条の代理人又は同法第 13 条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第 83 条第 2 項又は第 84 条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第35号様式（第35条関係）

第　　号
年　　月　　日

（宛先）桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会

（広域連合の機関）

諮　　問　　書（訂正決定等）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る訂正決定等 （訂正決定等の種類） □訂正決定 □不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3　審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4　諮問の理由	
5　参加人等	
6　添付書類等	①　保有個人情報訂正請求書（写し） ②　保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（写し） ③　審査請求書（写し） ④　理由説明書 ⑤　その他参考資料
7　桜井宇陀広域連合担当課・機関 担当課、担当者名、電話、ＦＡＸ、e-mail 等	担当課　　（担当：　　） 電話　　（内線：　　） FAX e-mail

（注 1）　2 の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

（注 2）　4 の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注 3）　6 の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第 11 条の総代、同法第 12 条の代理人又は同法第 13 条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第 94 条第 2 項又は第 95 条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第 36 号様式（第 25 条関係）

第　　号
年　　月　　日

（宛先）桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会

（広域連合の機関）

諮　　問　　書（利用停止決定等）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

1　審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る利用停止決定等 （利用停止決定等の種類） □利用停止決定 □不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3　審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4　諮問の理由	
5　参加人等	
6　添付書類等	①　保有個人情報利用停止請求書（写し） ②　保有個人情報利用停止決定通知書（写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（写し） ③　審査請求書（写し） ④　理由説明書 ⑤　その他参考資料
7　桜井宇陀広域連合担当課・機関 担当課、担当者名、電話、ＦＡＸ、e-mail 等	担当課　　（担当：　　） 電話　　（内線：　　） FAX e-mail

（注 1）　2 の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。

（注 2）　4 の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注 3）　6 の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第 11 条の総代、同法第 12 条の代理人又は同法第 13 条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項又は第 103 条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第 37 号様式（第 25 条関係）

第　　号
年　　月　　日

（宛先）桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会

（広域連合の機関）

諮　　問　　書

（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 76 条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 90 条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 98 条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

1　開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等	
2　審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕	(1) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付、受付番号等 (2) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の宛先
3　補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限	
4　審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5　諮問の理由	
6　参加人等	
7　添付書類等	①　保有個人情報開示請求書〔保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書〕（写し） ②　審査請求書（写し） ③　理由説明書 ④　その他参考資料
8　桜井宇陀広域連合担当課・機関 担当課、担当者名、電話、ＦＡＸ、e-mail 等	担当課　　（担当：　　） 電話　　（内線：　　） FAX e-mail

（注 1）　1 の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記載すること。

（注 2）　3 の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第 83 条第 2 項〔個人情報の保護に関する法律第 94 条第 2 項、個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項〕の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限を、同法第 84 条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限〔個人情報の保護に関する法律第 95 条又は第 103 条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限〕を、それぞれ記載すること。

（注 3）　5 の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

（※）行政不服審査法第 3 条に規定する「相当の期間」を指します。以下同じ。

（注 4）　7 の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第 84 条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記載すること。

（注 5）　7 の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第 11 条の総代、同法第 12 条の代理人又は同法第 13 条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第 83 条第 2 項又は第 84 条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第38号様式（第25条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

（広域連合の行政機関）

諮問通知書

年　　月　　日付け　（広域連合の行政機関）　に対する審査請求について、下記のとおり桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年　　月　　日　・　諮問第　　号

（注1）　「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕」の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日付・記号番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類〔開示決定、不開示決定等〕を記載する。
（注2）　「諮問日・諮問番号」の欄は、桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

＜本件連絡先＞
桜井宇陀広域連合
担当者：　　（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：